

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

平成25年

目 次

議案第 21 号	市道路線の認定について……………	1
議案第 22 号	平成24年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	4
議案第 23 号	平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	4
議案第 24 号	平成24年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	4
議案第 25 号	平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	4
議案第 26 号	平成24年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	4
議案第 27 号	平成24年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	4
議案第 28 号	平成24年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	4
議案第 29 号	鎌倉市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 30 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第 31 号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第 32 号	鎌倉市税外収入金に関する延滞金条例の一部を改正する条例の制定について……………	11
議案第 33 号	平成25年度鎌倉市一般会計補正予算（第4号）……………	14
議案第 34 号	平成25年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）……………	20
議案第 35 号	平成25年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	23
議案第 36 号	平成25年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	26
報告第 8 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	29
報告第 9 号	平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について……………	30
報告第 10 号	平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について……………	31

議案第 21 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成25年9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

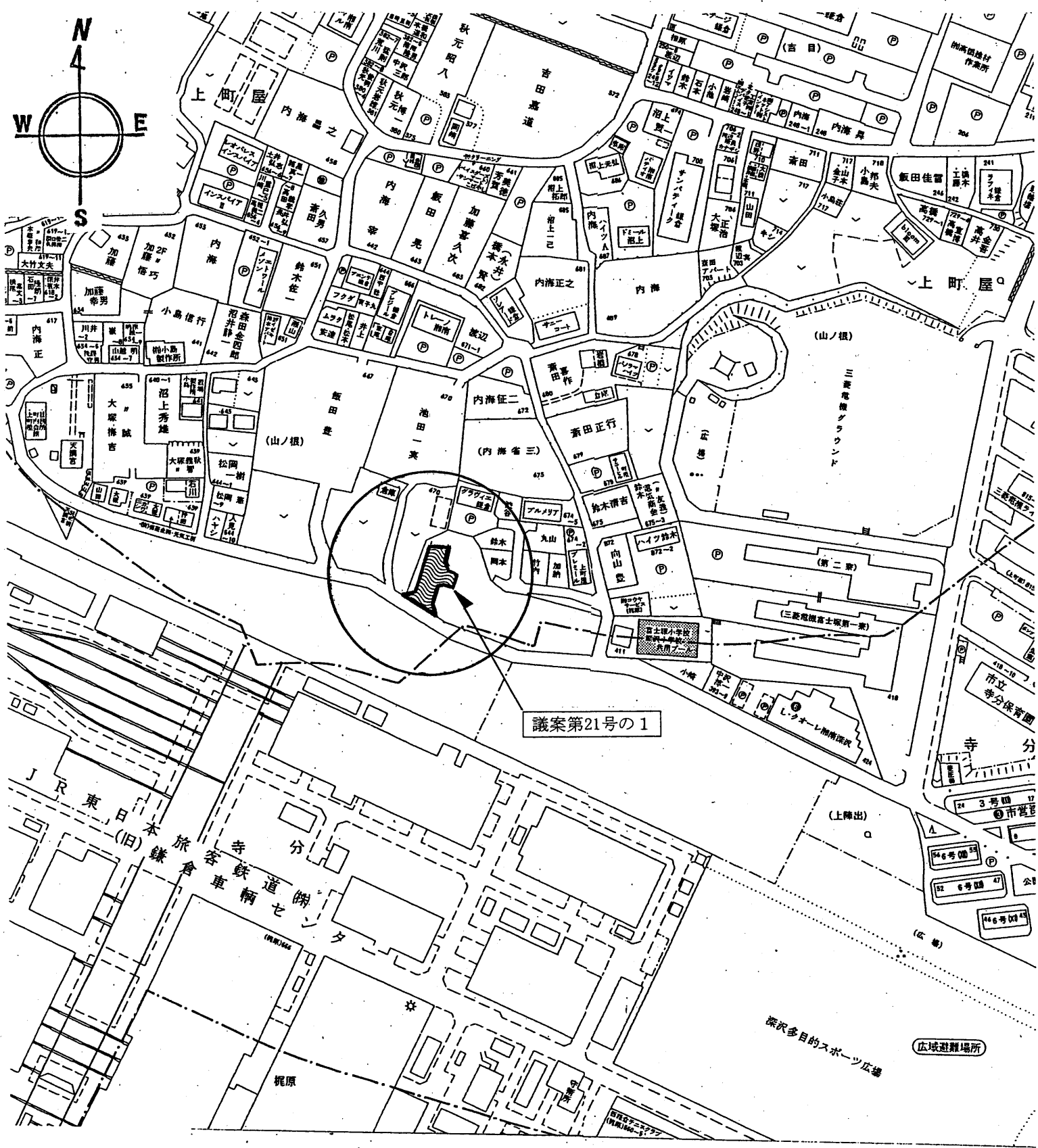
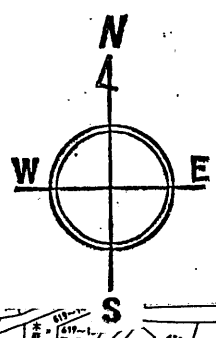
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	寺 分 字上陣出	411番5	上 町 屋 字山ノ根	644番6	5.00～9.48	19.29	130.18	3

案内図

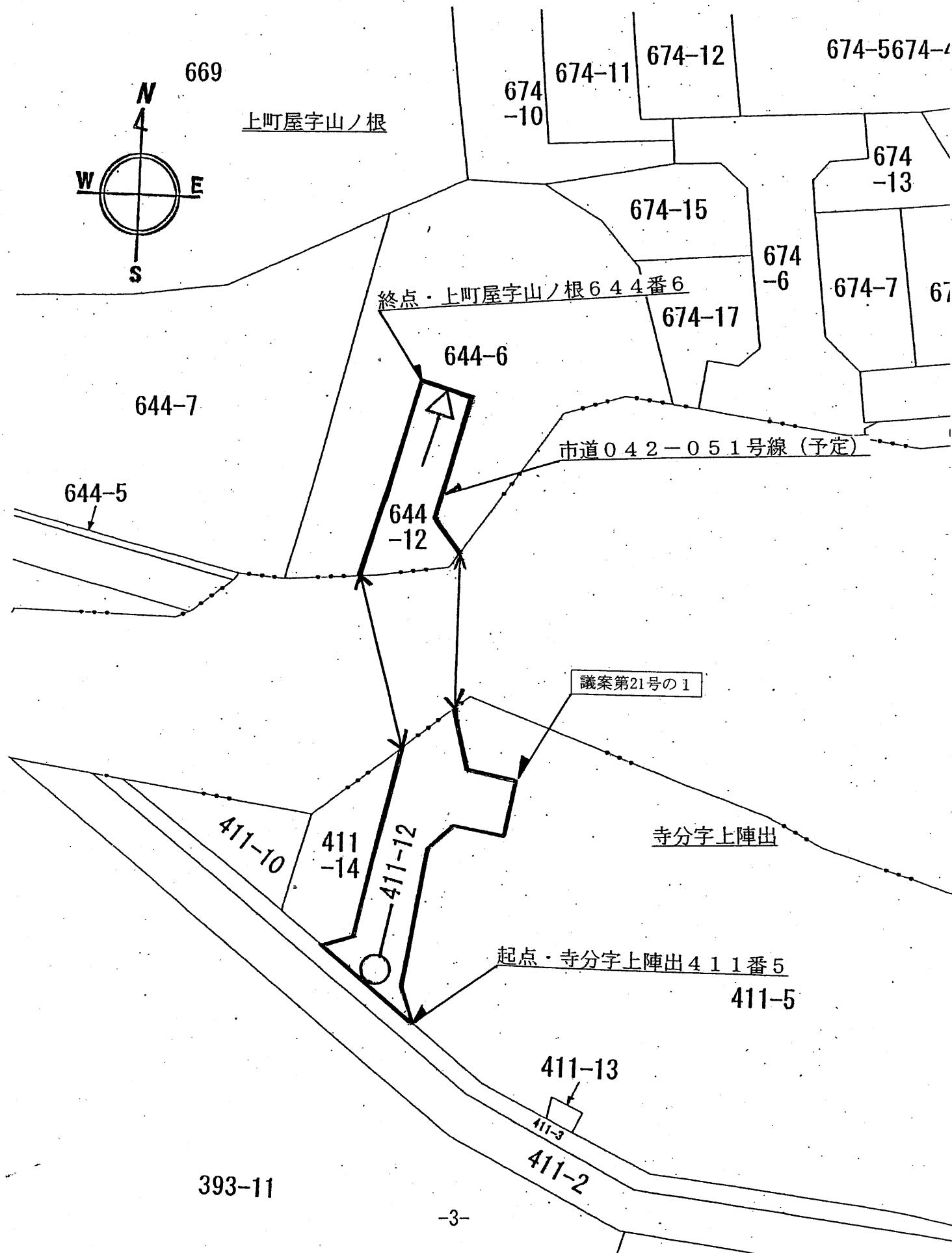
図面番号 3

凡例  認定箇所



公図写

図面番号 3



- 議案第 22 号 平成24年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 23 号 平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 24 号 平成24年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 25 号 平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 26 号 平成24年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 27 号 平成24年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 28 号 平成24年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の平成24年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の付属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

平成25年9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 付属書（平成24年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 主なる施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 29 号

鎌倉市旅費支給条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

宿泊料の支給を、定額方式から上限額を定めた実費精算方式へ改めるものである。

鎌倉市旅費支給条例の一部を改正する条例

鎌倉市旅費支給条例（昭和26年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「応じ1夜当たりの定額により」を「応じて」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

宿泊料の額は、宿泊に要する費用の額によるものとし、当該額に夕食又は朝食の料金が含まれていないときは、規則で定める額を加えて得た額を当該宿泊料の額とする。ただし、その額は、別表第1に定める額を超えることができない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第7項及び第11条第1項の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 30 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、公的年金等以外に所得のなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告手続きを不要とするものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第25条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 31 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法第314条の7第1項第4号に規定する個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を追加するものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利
活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正
する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人鎌倉 広町台峯の自然を守る会	鎌倉市腰越1718番地104	平成25年1月1日から 平成30年7月31日まで
----------------------------	----------------	-----------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

鎌倉市税外収入金に関する延滞金条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市税外収入金に関する延滞金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、税外収入金に関する延滞金の割合の特例等について整備するものである。

鎌倉市税外収入金に関する延滞金条例の一部を改正する条例

鎌倉市税外収入金に関する延滞金条例（昭和44年12月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の税以外の歳入で、法律又は条例により延滞金を徴収することとされたもの（以下「税外収入金」という。）について、別に定めるもののほか、当該延滞金の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条中「(1,000円未満の端数は切り捨てる。)であるときは、国民健康保険料にあつては年7.3パーセント、その他のものにあつては年14.5パーセント」を「であるときに限り、当該額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.6パーセント」に改める。

付則第2項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

- 2 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の第3条及び付則第2項並びに次項から第5項までの規定は、施行日以後の期間に係る延滞金について適用し、施行日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。

（都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

- 3 鎌倉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和44年12月条例第12

号)の一部を次のように改正する。

第17条に後段として次のように加える。

この場合における延滞金の割合については、同条例第3条及び付則第2項中「年14.6パーセント」とあるのは、「年14.5パーセント」とする。

(道路占用条例の一部改正)

- 4 鎌倉市道路占用条例(昭和57年1月条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条に後段として次のように加える。

この場合における延滞金の割合については、同条例第3条及び付則第2項中「年14.6パーセント」とあるのは、「年14.5パーセント」とする。

(後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

- 5 鎌倉市後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条後段を次のように改める。

この場合における延滞金の端数計算については、同条例第4条中「500円未満」とあるのは、「1,000円未満」とする。

議案第 33 号

平成25年度鎌倉市一般会計
補正予算（第4号）

平成25年度鎌倉市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ377,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,658,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成25年9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		6,767,095千円	14,288千円	6,781,383千円
	10 国庫補助金	1,791,260	14,288	1,805,548
60 県支出金		2,828,395	194,986	3,023,381
	10 県補助金	888,569	194,986	1,083,555
80 繰越金		758,722	163,726	922,448
	5 繰越金	758,722	163,726	922,448
90 市債		2,835,200	4,500	2,839,700
	5 市債	2,835,200	4,500	2,839,700
歳 入 合 計		58,281,000	377,500	58,658,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		6,196,482千円	73,285千円	6,269,767千円
	5 総務管理費	4,819,366	68,455	4,887,821
	10 徴税費	717,507	4,830	722,337
15 民生費		20,117,858	229,198	20,347,056
	10 児童福祉費	7,786,159	229,198	8,015,357
45 土木費		8,948,270	75,017	9,023,287
	10 道路橋りょう費	670,241	67,419	737,660
	20 都市計画費	6,667,026	7,598	6,674,624
歳 出 合 計		58,281,000	377,500	58,658,500

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	私立保育所助成事業	千円 211,145
20 衛生費	10 清掃費	新焼却炉基本計画作成事業	9,975
45 土木費	10 道路 橋りょう費	北鎌倉トンネル 改修設計等事業	41,440

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
梶原六本松公園用地賃借料	平成26年度から 平成39年度まで	各年度4月1日時点における当該土地の固定資産税課税標準額及び都市計画税課税標準額に鎌倉市市税条例で定める税率を乗じた額の合計額に286/100を乗じた額を年額として平成26年度から平成39年度までの年額の合計額

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業費	千円 1,773,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,777,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	2,835,200				2,839,700			

議案第 34 号

平成25年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第1号）

平成25年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,917,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
30 繰越金		94,000千円	10,522千円	104,522千円
	5 繰越金	94,000	10,522	104,522
歳 入	合 計	6,907,100	10,522	6,917,622

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		1,765,320千円	10,522千円	1,775,842千円
	5 下水道総務費	1,765,320	10,522	1,775,842
歳 出	合 計	6,907,100	10,522	6,917,622

議案第 35 号

平成25年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）

平成25年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,486,800千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 国庫支出金		3,370,226千円	5,000千円	3,375,226千円
	15 国庫交付金	50,000	5,000	55,000
歳 入	合 計	18,481,800	5,000	18,486,800

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		247,561千円	5,000千円	252,561千円
	10 徴収費	99,325	5,000	104,325
歳 出 合 計		18,481,800	5,000	18,486,800

議案第 36 号

平成25年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第1号）

平成25年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,971,500千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 繰越金		5,495千円	5,000千円	10,495千円
	5 繰越金	5,495	5,000	10,495
歳 入	合 計	13,966,500	5,000	13,971,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
30 諸支出金		5,501千円	5,000千円	10,501千円
	5 償還金及び還付加算金	5,501	5,000	10,501
歳 出	合 計	13,966,500	5,000	13,971,500

報告第 8 号




交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年6月6日、鎌倉市今泉台六丁目20番15号先路上で発生した、防災安全部市民安全課所属の軽自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成25年9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 50,421円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 

 |
| 3 | 処分の日 | 平成25年7月22日 |

報告第 9 号

平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

平成24年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成25年 9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.64)	— (16.64)	-0.1 (25.0)	35.1 (350.0)

備考 () 内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

報告第 10 号

平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について

平成24年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成25年 9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業特別会計	— (20.0)	

備考 () 内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書